

令和 2年11月26日提出

第5回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 141 号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について	1
第 142 号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について	5
第 143 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	9
第 144 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	13

資 料

追加議案の参考資料	17
第 141 号議案の説明資料	18
第 142 号議案の説明資料	19
第 143 号議案の説明資料	20
第 144 号議案の説明資料	22

第 141 号 議 案

令和 2年11月26日提 出

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部改正について

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部を改正する条例

第1条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和31年浜松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に100分の239.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合においては100分の239.25、12月に支給する場合においては100分の229.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において受けるべき議員報酬の月額に、6月に支給する場合においては100分の239.25、12月に支給する場合においては100分の229.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期满了の日又は解散による任期满了の日に在職した議員で当該任期满了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。

(1)～(4) (略)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において受けるべき議員報酬の月額に100分の234.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期满了の日又は解散による任期满了の日に在職した議員で当該任期满了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。

(1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第 142 号 議 案

令和 2年11月26日提 出

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に100分の239.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期满了の日に在職した職員で当該任期满了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の239.25、12月に支給する場合には100分の229.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期满了の日に在職した職員で当該任期满了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了</p>

し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額に、6月に支給する場合においては100分の239.25、12月に支給する場合においては100分の229.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日^に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額に100分の234.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日^に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第 143 号 議 案

令和 2年11月26日提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、<u>「100分の72.5」</u>とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは<u>「100分の72.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の67.5」</u>とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

<p>乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第 144 号 議 案

令和 2年11月26日提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

<p>乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

追加議案の参考資料

- 第 141 号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員に支給する期末手当を改定するものであります。

- 第 142 号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職に支給する期末手当を改定するものであります。

- 第 143 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、職員に支給する期末手当を改定するものであります。

- 第 144 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、教育職員に支給する期末手当を改定するものであります。

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会（令和 2 年 1 月 10 日）の答申を踏まえ、議員に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

議員の期末手当について、一般職の職員に準じ、次のとおり改定を行うものです。

1 令和 2 年度の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 3925	-	2. 3925	<u>2. 2925</u>	4. 785	<u>4. 685</u>

2 令和 3 年度以降の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 3925	<u>2. 3425</u>	2. 3925	<u>2. 3425</u>	4. 785	<u>4. 685</u>

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行するものです。ただし、令和 3 年度以降の期末手当の改定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会（令和 2 年 1 月 10 日）の答申を踏まえ、市長、副市長その他の特別職に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

市長、副市長その他の特別職の期末手当について、一般職の職員に準じ、次のとおり改定を行うものです。

1 令和 2 年度の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2.3925	-	2.3925	<u>2.2925</u>	4.785	<u>4.685</u>

2 令和 3 年度以降の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2.3925	<u>2.3425</u>	2.3925	<u>2.3425</u>	4.785	<u>4.685</u>

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行するものです。ただし、令和 3 年度以降の期末手当の改定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 2 年 1 月 4 日）を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、一般職の職員に支給する期末手当の改定を行うことから、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 職員

- (1) 令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0. 1 月分引き下げ、1. 2 月分とするものです。
- (2) 令和 3 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0. 0 5 月分引き下げ、1. 2 5 月分とするものです。

2 再任用職員

- (1) 令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0. 0 5 月分引き下げ、0. 6 7 5 月分とするものです。
- (2) 令和 3 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0. 0 2 5 月分引き下げ、0. 7 月分とするものです。

(職員の期末手当の支給割合)

年度	手当	6 月		12 月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2 年度	期末	1. 3	-	<u>1. 3</u>	<u>1. 2</u>	<u>2. 6</u>	<u>2. 5</u>
	勤勉	0. 95	-	0. 95	-	1. 9	-
	合計	2. 25	-	<u>2. 25</u>	<u>2. 15</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 4</u>
3 年度 以降	期末	<u>1. 3</u>	<u>1. 25</u>	<u>1. 3</u>	<u>1. 25</u>	<u>2. 6</u>	<u>2. 5</u>
	勤勉	0. 95	-	0. 95	-	1. 9	-
	合計	<u>2. 25</u>	<u>2. 2</u>	<u>2. 25</u>	<u>2. 2</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 4</u>

(再任用職員の期末手当の支給割合)

年度	手当	6月		12月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2年度	期末	0.725	-	<u>0.725</u>	<u>0.675</u>	<u>1.45</u>	<u>1.4</u>
	勤勉	0.45	-	0.45	-	0.9	-
	合計	1.175	-	<u>1.175</u>	<u>1.125</u>	<u>2.35</u>	<u>2.3</u>
3年度 以降	期末	<u>0.725</u>	<u>0.7</u>	<u>0.725</u>	<u>0.7</u>	<u>1.45</u>	<u>1.4</u>
	勤勉	0.45	-	0.45	-	0.9	-
	合計	<u>1.175</u>	<u>1.15</u>	<u>1.175</u>	<u>1.15</u>	<u>2.35</u>	<u>2.3</u>

(施行期日)

この条例は、令和2年12月1日から施行するものです。ただし、令和3年度以降の期末手当の改定は、令和3年4月1日から施行するものです。

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 2 年 1 月 4 日）を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、一般職の教育職員（以下「職員」という。）に支給する期末手当の改定を行うことから、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 職員

- (1) 令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0. 1 月分引き下げ、1. 2 月分とするものです。
- (2) 令和 3 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0. 0 5 月分引き下げ、1. 2 5 月分とするものです。

2 再任用職員

- (1) 令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0. 0 5 月分引き下げ、0. 6 7 5 月分とするものです。
- (2) 令和 3 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0. 0 2 5 月分引き下げ、0. 7 月分とするものです。

(職員の期末手当の支給割合)

年度	手当	6 月		12 月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2 年度	期末	1. 3	-	<u>1. 3</u>	<u>1. 2</u>	<u>2. 6</u>	<u>2. 5</u>
	勤勉	0. 95	-	0. 95	-	1. 9	-
	合計	2. 25	-	<u>2. 25</u>	<u>2. 15</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 4</u>
3 年度 以降	期末	<u>1. 3</u>	<u>1. 25</u>	<u>1. 3</u>	<u>1. 25</u>	<u>2. 6</u>	<u>2. 5</u>
	勤勉	0. 95	-	0. 95	-	1. 9	-
	合計	<u>2. 25</u>	<u>2. 2</u>	<u>2. 25</u>	<u>2. 2</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 4</u>

(再任用職員の期末手当の支給割合)

年度	手当	6月		12月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2年度	期末	0.725	-	<u>0.725</u>	<u>0.675</u>	<u>1.45</u>	<u>1.4</u>
	勤勉	0.45	-	0.45	-	0.9	-
	合計	1.175	-	<u>1.175</u>	<u>1.125</u>	<u>2.35</u>	<u>2.3</u>
3年度 以降	期末	<u>0.725</u>	<u>0.7</u>	<u>0.725</u>	<u>0.7</u>	<u>1.45</u>	<u>1.4</u>
	勤勉	0.45	-	0.45	-	0.9	-
	合計	<u>1.175</u>	<u>1.15</u>	<u>1.175</u>	<u>1.15</u>	<u>2.35</u>	<u>2.3</u>

(施行期日)

この条例は、令和2年12月1日から施行するものです。ただし、令和3年度以降の期末手当の改定は、令和3年4月1日から施行するものです。